

第1回堺市文化芸術振興条例懇話会 議事説明資料



平成26年4月21日(月)

堺市 文化観光局 文化部 文化課

第1回 堺市文化芸術振興条例懇話会 次第

1 開 会

2 堺市あいさつ

3 委員紹介・座長選出など

4 事務局説明(これまでの取り組みと今後の予定)

5 議題 条例の方向性について

6 次回の開催予定について

7 閉 会

堺市の文化芸術振興に関する施策の位置づけ

「堺市マスタープラン」
(平成23年3月)

＜歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！＞
～誇りを持てるまち実現プロジェクト～

- 歴史文化を活かしたまちづくりの推進
- 文化芸術活動の振興
- 歴史・文化資源を活かしたまちの賑わいの創出

「堺市文化振興ビジョン」
(平成5年3月)

【基本的な考え方】
『もてなし』と『ふれあい』
市民主役の文化創造

第2次堺市文化芸術推進プラン
(平成25年11月)

「堺市文化観光再生戦略プラン」
「堺市歴史的風致維持向上計画」
「堺市国際化推進プラン」
「堺市生涯学習推進プラン」
「堺 都心のまちづくりプラン」
「堺市子ども青少年育成計画」
「未来をつくる堺教育プラン」

など

堺市の文化芸術振興に関する現状

公益財団法人 堺市文化振興財団

設 立	平成6年4月1日(平成24年4月1日より公益財団法人に移行)
設立趣旨	文化創造の推進母体として、文化振興のための多彩な事業を展開することにより、市民の文化活動の振興を図り、地域文化の創造に努め、市民生活の向上と地域の発展に寄与することを目的とする。
実施事業	<ul style="list-style-type: none">①文化芸術の振興に資する公演及び展示等の実施事業②文化芸術活動の振興に資する協働事業③文化芸術活動への支援及び文化芸術活動の拠点提供事業④文化的都市魅力の向上及びまちのにぎわい創出に資する文化芸術公演の実施事業⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業

堺市の文化芸術振興に関する現状

堺市文化団体連絡協議会

設 立	昭和63年4月1日																										
目 的	堺市内にある文化団体の自主的活動を図るため、団体相互の連絡協調並びに融和を図るとともに広く文化の創造と振興に寄与し、もって市民の文化意識の高揚に努めることを目的とする。																										
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ①堺市が主催する文化諸事業に対する協力 ②市民芸術祭の開催 ③文化事業の企画実施 ④その他本会の目的達に必要な事業 																										
組 織	<p style="text-align: center;">加盟団体 135団体(平成25年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">美術部会</td> <td style="text-align: center;">11団体</td> <td style="text-align: center;">邦楽部会</td> <td style="text-align: center;">8団体</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">邦舞部会</td> <td style="text-align: center;">43団体</td> <td style="text-align: center;">文芸部会</td> <td style="text-align: center;">13団体</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">洋舞部会</td> <td style="text-align: center;">11団体</td> <td style="text-align: center;">劇部会</td> <td style="text-align: center;">3団体</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">茶道部会</td> <td style="text-align: center;">3団体</td> <td style="text-align: center;">謡曲部会</td> <td style="text-align: center;">2団体</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">華道部会</td> <td style="text-align: center;">1団体</td> <td style="text-align: center;">詩吟部会</td> <td style="text-align: center;">8団体</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">洋楽部会</td> <td style="text-align: center;">21団体</td> <td style="text-align: center;">地域文化部会</td> <td style="text-align: center;">11団体</td> </tr> </table>			美術部会	11団体	邦楽部会	8団体	邦舞部会	43団体	文芸部会	13団体	洋舞部会	11団体	劇部会	3団体	茶道部会	3団体	謡曲部会	2団体	華道部会	1団体	詩吟部会	8団体	洋楽部会	21団体	地域文化部会	11団体
美術部会	11団体	邦楽部会	8団体																								
邦舞部会	43団体	文芸部会	13団体																								
洋舞部会	11団体	劇部会	3団体																								
茶道部会	3団体	謡曲部会	2団体																								
華道部会	1団体	詩吟部会	8団体																								
洋楽部会	21団体	地域文化部会	11団体																								

堺市の文化芸術振興に関する現状

堺美術協会

- 昭和22年 まちの美術家が集い、堺美術協会の前身である「堺美術工芸振興会」が創立
- 昭和25年 堺美術協会を創立(同振興会は発展的解消)
- 平成16年 大阪府知事表彰を受賞
- 平成21年 堺市特別功績者表彰を受賞



小学校の講堂や市庁舎、高島屋、堺市博物館や堺市立文化館など堺市内の様々な場所で作品発表を行い、地域社会に芸術文化の振興を図り広めるべく、創作活動を実施

年1回、春に会員の出品による堺美術協会展を開催

堺市の文化芸術振興に関する現状

堺シティオペラ一般社団法人

- 昭和53年 市民劇場委員会を中心に「堺市民オペラ」として誕生
- 昭和61年 市民が主体となり「堺市民オペラ協会」を設立
- 平成元年 「堺シティオペラ」に改称
- 平成22年 「堺シティオペラ一般社団法人」に改称

- 「堺から質の高いオペラを発信する」という強い理念のもと、音楽を通じた地域文化の振興及び国際交流、若手音楽家の育成等を目的として活動を展開
- 平成21年に堺市特別功績者、平成22年に大阪府知事表彰を受賞
- 若手演奏家とスタッフを育成する「堺シティオペラアカデミー」をはじめ、次代を担う子どもたちへの「夏休みKid's Club」などを開催
- ノヴォシビルスク(ロシア)との提携公演、ケムニッツ歌劇場(ドイツ)との共同公演など国際交流による舞台制作を実施
- 平成18年8月には、世界的な野外オペラ・フェスティバルのひとつであるプッチーニフェスティバルに日本のオペラ団体として初めて招聘され、イタリアでも「蝶々夫人」を上演。現地メディアからも高い評価を受けた。

堺市の文化芸術振興に関する現状

一般社団法人大阪交響楽団

昭和55年	創立
昭和63年	大阪シンフォニカー協会設立
平成12年	大阪シンフォニカー協会事務局を堺市に移転
平成13年	楽団名を「大阪シンフォニカー交響楽団」と改称
平成21年	一般財団法人大阪シンフォニカー協会に改組(12月)
平成22年	楽団名を大阪交響楽団に改称
平成24年	一般社団法人大阪交響楽団に改組

- 定期演奏会(年8回)、名曲コンサート(年5回10公演)【シンフォニーホール】
- 依頼公演・学校公演等、年間100回程度の公演活動を展開
- 堺市功績者表彰(文化功績／芸術文化関係)を受賞
文化庁芸術祭賞大賞を受賞(H21.10.16 第139回定期演奏会の成果)
- 平成15年から文化庁「本物の舞台芸術体験事業」の指定を受ける
- 文化庁芸術祭賞優秀賞受賞(H19.11.2 第121回定期演奏会の成果)
- 平成15年から文化庁芸術創造活動重点支援事業の助成を受ける
- 平成20年度から市内小学生に対する管弦楽体感事業を実施

堺市の文化芸術振興に関する現状

野間バレエ団

昭和42年 堺市内に野間バレエスクールを開校
平成 3年 野間バレエ団結成
東京支部設立

- 平成10年 大阪文化祭賞奨励賞を受賞(野間景氏)
- 平成11年 大阪府知事表彰を受賞(野間康子氏)
- 平成13年 大阪文化祭賞奨励賞を受賞(野間バレエ団)
- 平成16年 堺市功績者表彰を受賞(野間亨氏)
- 平成19年 文化庁芸術祭賞優秀賞を受賞(H19.11.4第16回定期公演『ドン・キホーテ』)
- 平成20年 文化庁芸術祭賞優秀賞を受賞
(H20.11.9第17回定期公演『Progressive Dance Part6』)
- 平成22年 文化庁芸術祭賞優秀賞を受賞(野間景氏)
(H22.11.7第19回定期公演『ジゼル』)
- 文化倶楽部「バレエを楽しもう」(公益財団法人堺市文化振興財団主催)に出演

堺市の文化芸術振興に関する現状

○中枢文化施設と地域文化施設

中枢文化施設

- ・堺市民会館

平成26年3月末で閉館し、平成31年度オープン予定

- ・堺市博物館
- ・文化館

アルフォンス・ミュシャコレクションの展示

与謝野晶子文芸資料の展示

- ・歴史文化にぎわいプラザ（平成26年度末オープン予定）

観光案内施設、千利休・茶の湯関連施設、与謝野晶子顕彰施設（文化館より移転）

地域文化施設

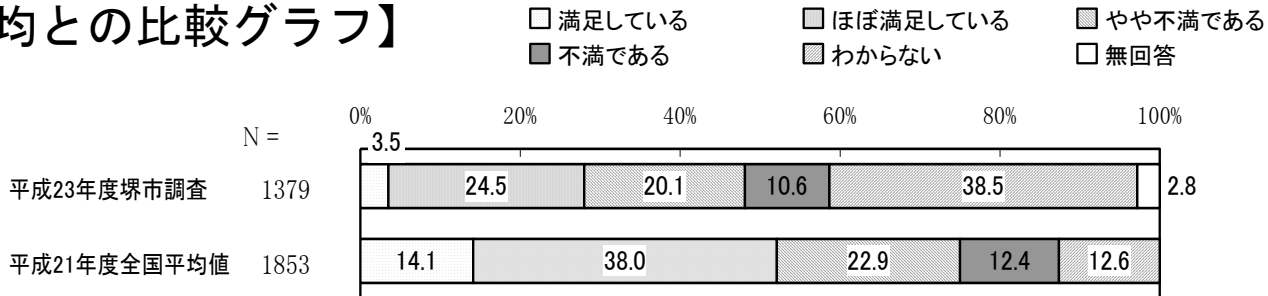
- ・母文化会館、中文化会館、西文化会館、東文化会館
美原文化会館、堺市産業振興センター

堺市の文化芸術振興に関する課題

堺市の文化的環境について「満足している」市民の割合が28.0%であり、全国平均を下回っている。

堺市の文化的環境、例えば、鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的まちなみの保存・整備などに満足していますか。（単数回答）

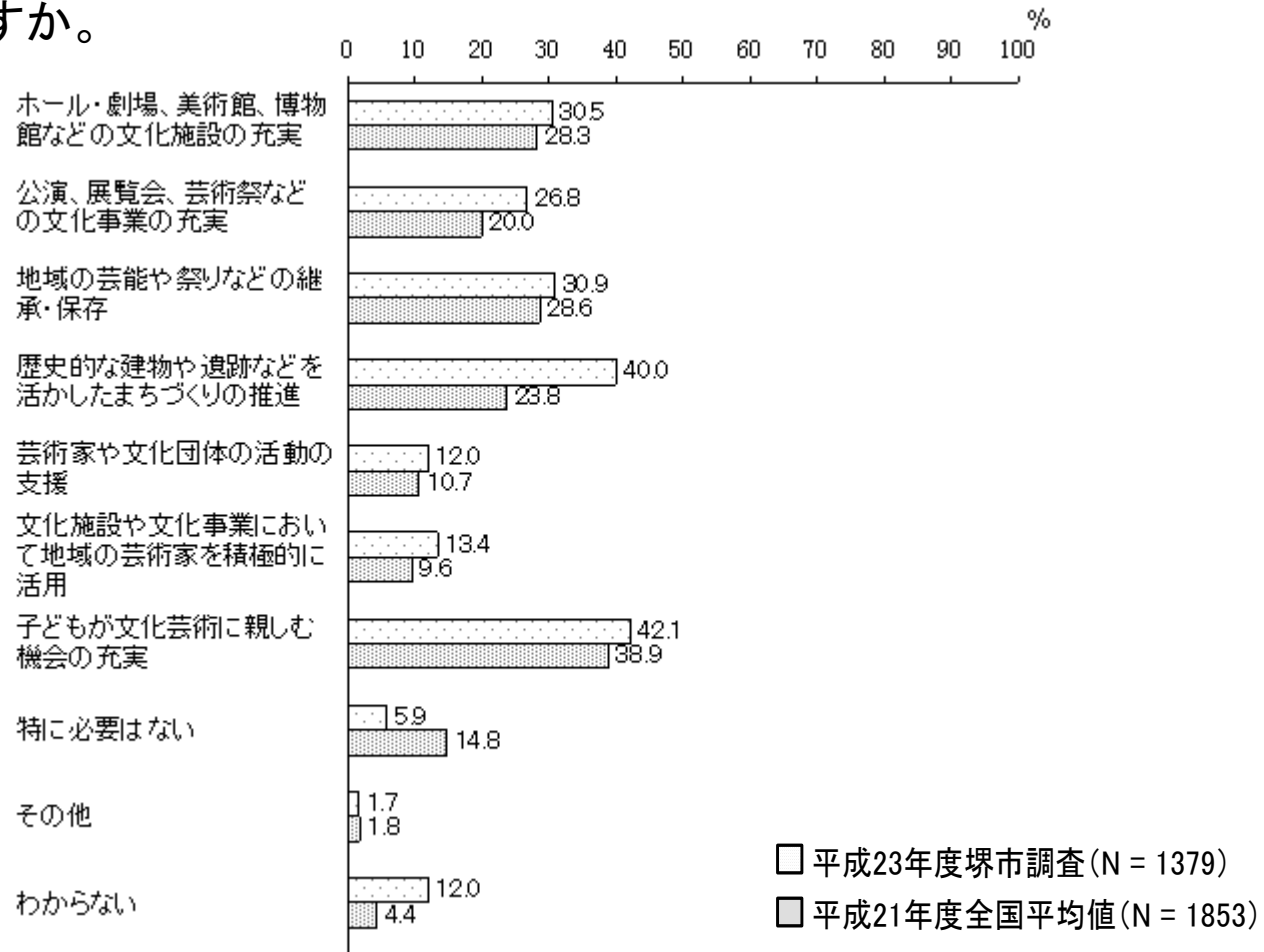
【全国平均との比較グラフ】



堺市の文化芸術に関するアンケート調査（平成24年2月調査）
（Nは有効回答数）

堺市の文化芸術振興に関する課題

あなたは、堺市の文化的環境を満足できるものとするために、何が必要だと思いますか。

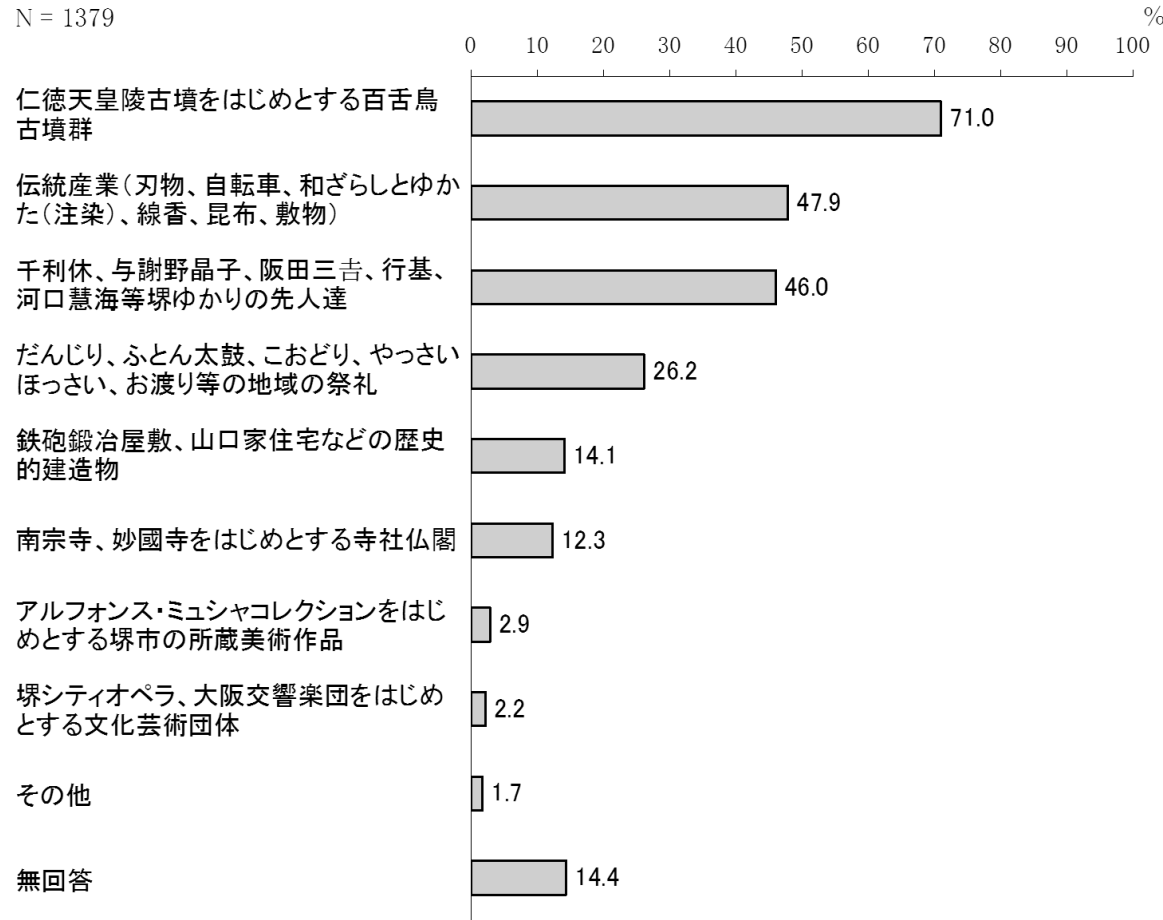


堺市の文化芸術振興に関する課題

堺固有の歴史文化資源のさらなる活用

堺の文化の中で、世界に誇れると思う文化はどれですか。（複数回答）

N = 1379

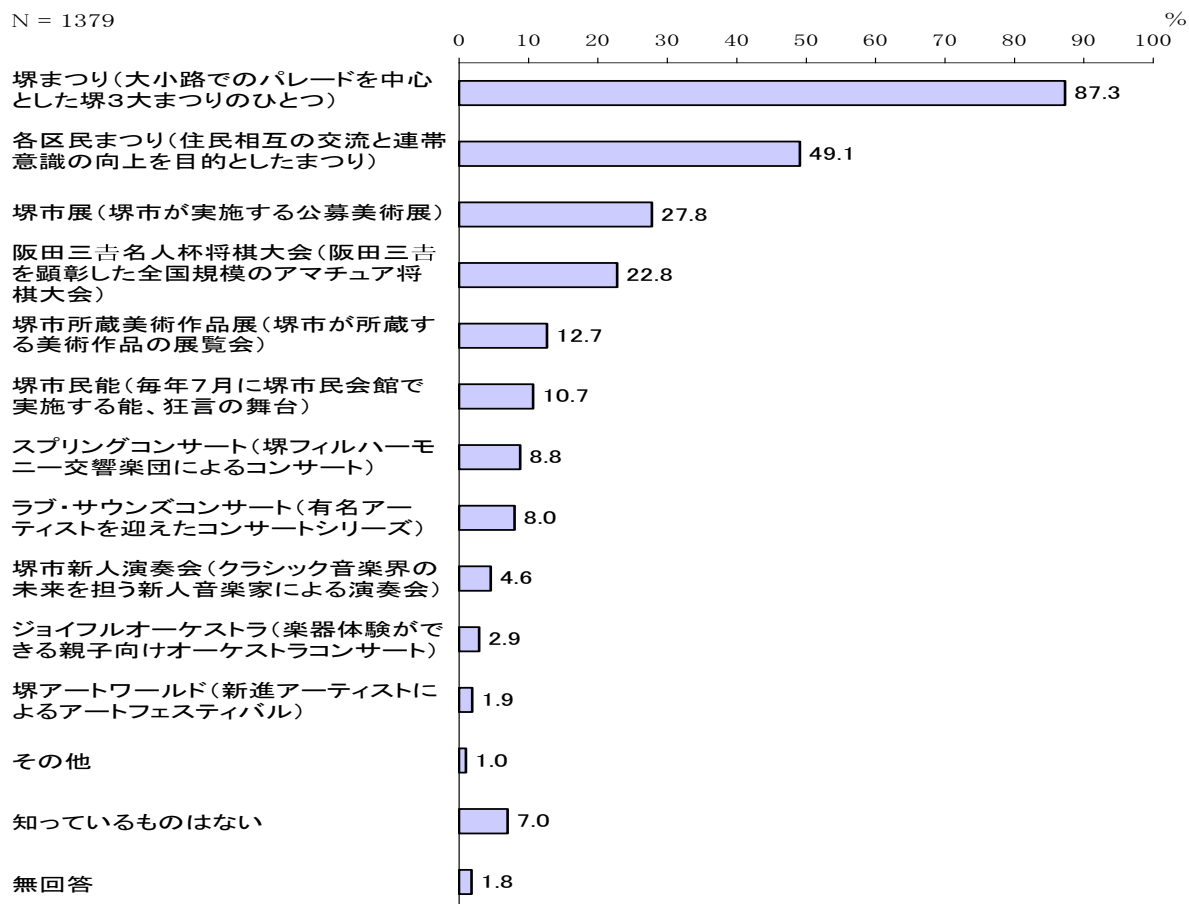


堺市の文化芸術に関するアンケート調査（平成24年2月調査）
（Nは有効回答数）

堺市の文化芸術振興に関する課題

都市魅力を発信する事業の実施

堺市では下記のような文化事業を行っていますが、あなたが知っている事業はありますか。（あてはまるものすべてに○印を記入）



堺市の文化芸術に関するアンケート調査（平成24年2月調査）
（Nは有効回答数）

堺市の文化芸術振興に関するこれからの取り組み

第2次堺市文化芸術推進プランにおける施策体系

< 1 > 文化芸術の担い手を育成する

- 施策 1 - 1 文化芸術を体感する機会を創出します
- 施策 1 - 2 子どもたちが文化芸術に親しむ機会を拡充します
- 施策 1 - 3 堺から新進アーティストを発掘します

< 2 > 堺らしい文化を創造・発信する

- 施策 2 - 1 歴史文化資源を活用します
- 施策 2 - 2 堺が輩出した先人を顕彰します
- 施策 2 - 3 堺の都市魅力を全国に発信します
- 施策 2 - 4 中枢文化施設から市民の文化を育みます

(仮称) 堺市文化芸術振興条例の制定について

○条例制定の背景

・平成5年に文化のまちづくりを進める上で総合的な指針となる「堺市文化振興ビジョン」を策定してから20年以上が経過している。市の文化芸術振興についての責務を明示するとともに、文化芸術振興に関する施策の位置付けを明確化する。

・堺市マスタープランの重点プロジェクトである「3つの挑戦」のひとつに「歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！」を掲げる。歴史と文化を活かしたまちづくりの推進や文化芸術機能の強化に取り組むなど、歴史文化資源を活用した都市魅力の創造を目指している。

・第2次堺市文化芸術推進プランにおいて「(仮称)堺市文化芸術振興条例」を施策の根幹として制定することを定めている。

(仮称) 堺市文化芸術振興条例の制定について

○条例制定の目的

- ・ 今後の本市における文化芸術振興の基本理念や姿勢を明示する。
- ・ 文化芸術振興に関する施策を推進するために必要な仕組みを構築する。
- ・ 文化芸術振興に関する施策の立案についての市民参画を強化する。

条例の制定スケジュールについて

○堺市文化芸術振興条例懇話会の予定

第1回懇話会
(4月21日)

<説明項目>
これまでの取り組みと今後の予定

<議題>
条例の方向性について

第2回懇話会
(7月予定)

条例素案に対する意見交換

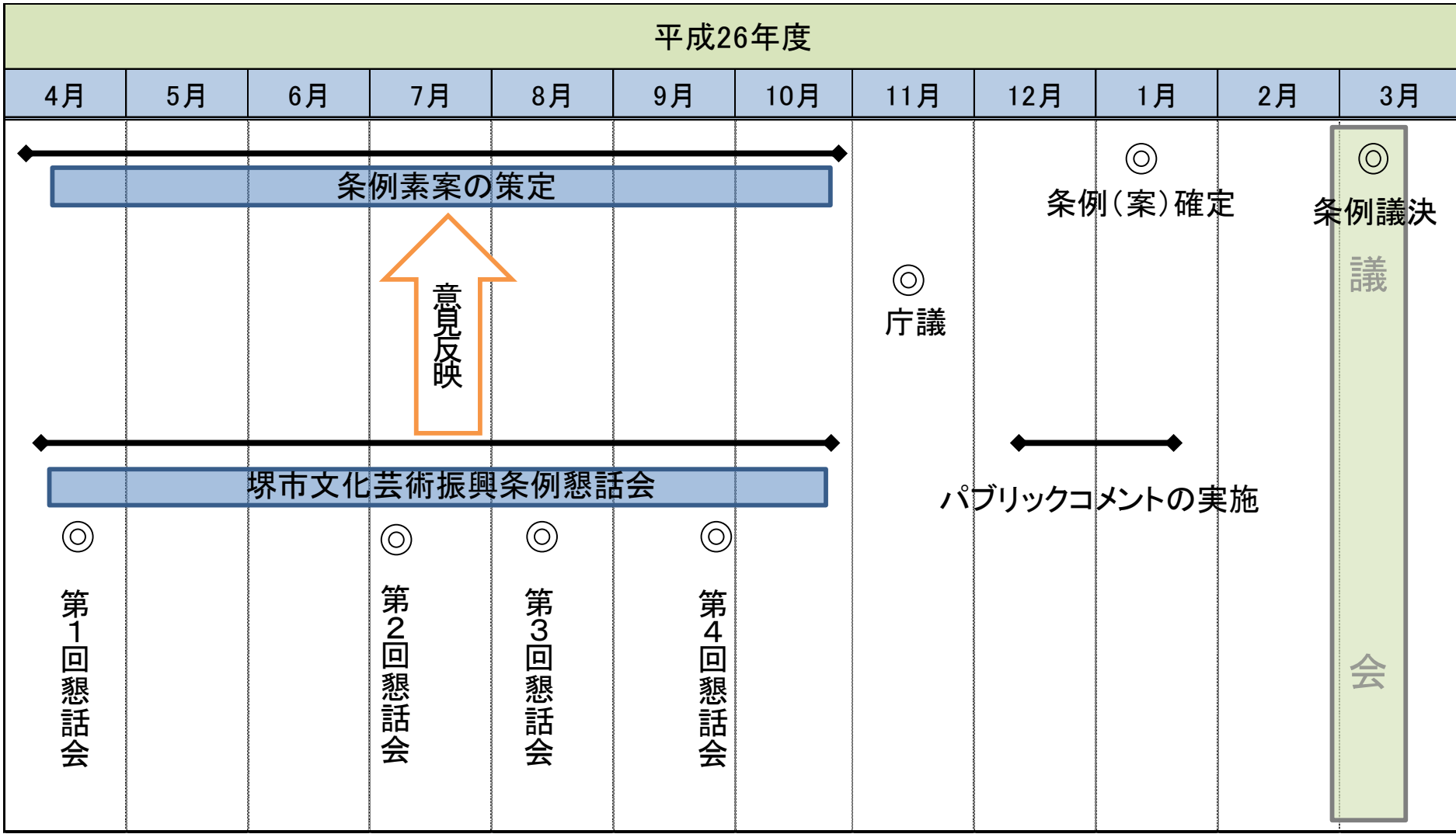
第3回懇話会
(8月予定)

条例素案に対する意見交換

第4回懇話会
(9月予定)

意見のまとめ

条例の制定スケジュールについて



議題

条例の方向性について

条例の方向性について

(1) 文化芸術の定義

「文化芸術振興基本法」（平成13年12月施行）に準じた、音楽、芸術、写真、演劇、舞踏、文学、映画、漫画等のメディア芸術、能・狂言・邦舞・邦楽等の伝統芸能、落語、茶道、囲碁、将棋、民族芸能などを想定

- 国の所管する国語、著作権を除いている。
- 文化財の保存は除くが、文化財の活用という視点を持つ。
- 生活文化、国民娯楽は芸術的要素を含むものを対象とする。

条例の方向性について

(2) 基本理念の明示

今後の本市における文化芸術振興の基本理念や姿勢を明示する。

(3) 推進計画の策定

文化芸術振興を総合的かつ計画的に実行できるような推進計画を策定する。

条例の方向性について

(4) 審議会の設置

推進計画の策定・変更にあたっては、市民委員を含む審議会の意見を求めるものとする。

(5) 堺らしさの創出

条文の内容に堺の独自性を出す。